（厚生労働省大臣官房付）厚生労働事務官　田中　仁志
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に昇任させる
（東京地方検察庁検事）検事　平光　信隆
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する
（厚生労働省大臣官房付）厚生労働事務官　片淵　仁文
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する
内閣官房日本経済再生総合事務局参事官を命ずる
（内閣府大臣官房会計課長）内閣府事務官　福井　仁史
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣総務官室））の併任を解除する
（内閣府男女共同参画局総務課長）同　東　潔
（内閣府参事官（経済見通し担当）（政策統括官（経済財政運営担当）付）（併）参事官（国際経済担当）（政策統括官（経済財政運営担当）付）（併）内閣府本府経済財政国際室参事官（併）経済社会総合研究所経済研修所）同　茨木　秀行
（文部科学省初等中等教育局幼児教育課長）文部科学事務官　蝦名　喜之
（公正取引委員会事務総局官房国際課長）内閣府事務官　諏訪園貞明
（外務省大臣官房審議官（併）経済局）外務事務官　伊藤　直樹
（財務省理財局国有財産企画課長（併）理財局国債企画課（併）理財局国有財産調整課（併）理財局国有財産業務課）財務事務官　中村　稔
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（各通）
（国土交通省都市局まちづくり推進課官民連携推進室長（併）都市局都市再生推進室次長）国土交通技官　中村　純
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する
内閣官房地域活性化統合事務局参事官を免ずる
（厚生労働省大臣官房付）厚生労働事務官　宮原真太郎
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する
内閣官房日本経済再生総合事務局参事官を免ずる
（総務省情報流通行政局地域通信振興課長）総務事務官　今川　拓郎
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する
内閣官房国土強靱化推進室参事官を免ずる
（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　田畑　一雄
厚生労働省に出向させる（以上九月一日）
国務大臣　塩崎　恭久
内閣府特命担当大臣甘利明帰朝につき内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）事務代理を免ずる
菅原　晶子
厚生労働大臣補佐官に任命する（以上九月二十六日）
○内閣総理大臣海外出張
内閣総理大臣安倍晋三はアメリカ合衆国く出張のところ九月二十七日帰朝した。
○外務大臣臨時代理解職
国務大臣　菅　義偉
外務大臣岸田文雄帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（九月二十七日）
特命全権大使　坂場　三男
同　ト部　敏直
同　村上　秀徳
同　花田　吉隆
願に依り本官を免ずる（各通）
（千葉家庭裁判所判事補兼千葉地方裁判所判事）判事補兼簡易裁判所判事　酒井　玲子
願に依り本官並びに兼官を免ずる（以上九月三十日）

内閣府

薬師寺泰蔵
内閣府独立行政法人評価委員会委員に任命する（九月二十七日）

法務省

（神戸区検察庁副検事）副検事　谷　政人
加古川区検察庁副検事に配置換する（十月一日）

皇室事項

朝見の儀

典子女王殿下は、千家国麿と御結婚につき、十月二日午後二時、宮中において、朝見の儀を済ませられた。

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。
平成二十六年十月三日
金融庁長官　細溝　清史

貸金業法第二十七条第一項第三号に掲ずる事項の変更

平成26年９月17日付で、日本貸金業協会への加入を承認した業者

登録番号	商号、名称又は氏名
東京都知事(1)第31532号	商工ビジネス株式会社
東京都知事(1)第31540号	投資事業有限責任組合しんきんの翼
東京都知事(1)第31541号	ラッキーバンク・インベストメント株式会社
兵庫県知事神戸県民センター長(1)第12417号	株式会社コープエイシス
東京都知事(1)第31536号	アイプラス

平成26年９月17日付で、日本貸金業協会の退会を承認した業者（退会）

登録番号	商号、名称又は氏名
東京都知事(3)第30152号	カイン・リアルエステート・ファイナンス株式会社

日本貸金業協会に対し、商号、名称又は氏名の変更の報告があった業者

変更年月日	登録番号	変更後の商号、名称又は氏名（旧商号等）
平成26年８月８日	東京都知事(7)第15663号	株式会社GRAND INSURANCE（株式会社GRAND STAFF）

平成26年９月17日付で、日本貸金業協会の退会を承認した業者（廃業）

登録番号	商号、名称又は氏名
富山県知事(4)第00632号	フレンド

登録電子海図情報表示装置講習の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第四条の十の規定により次の登録電子海図情報表示装置講習より登録事項の変更の届出があったので、同法第四条の二十二第二号の規定により、公示する。
平成二十六年十月三日
国土交通大臣　太田　昭宏

(一) 登録電子海図情報表示装置講習実施機関の名称　独立行政法人国立高等専門学校機構
(二) 登録電子海図情報表示装置講習事務を行う事務所の名称及び所在地
（変更前）(イ) 独立行政法人国立高等専門学校機構富山高等専門学校　富山県富山市本郷町十三番一号
(ロ) 独立行政法人国立高等専門学校機構鳥羽商船高等専門学校　三重県鳥羽市池上町一番一号
(ハ) 独立行政法人航海訓練所　神奈川県横浜市中区北仲通五の五十七　横浜第二合同庁舎二十階
（変更後）(イ) 独立行政法人国立高等専門学校機構大島商船高等専門学校　山口県大島郡周防大島町大字小松一〇九一番地一
(ロ) 独立行政法人国立高等専門学校機構富山高等専門学校　富山県富山市本郷町十三番一号